

# 甲種防火管理再講習及び 防火・防災管理再講習受講案内

## 1 講習開催日等

### (1) 甲種防火管理再講習

回数	開催日	申請期間	開催場所
1	6月8日（月）	令和2年3月9日（月）～ 令和2年5月21日（木）	セーフティーちば1階講堂（定員102名）
2	10月7日（水）	第1回定員満了日又は 令和2年5月22日（金）～ 令和2年9月17日（木）	
3	3月22日（月）	第2回定員満了日又は 令和2年9月18日（金）～ 令和3年3月4日（木）	

### (2) 防火・防災管理再講習

回数	開催日	申請期間	開催場所
1	7月21日（火）	令和2年3月9日（月）～ 令和2年7月2日（木）	セーフティーちば1階講堂（定員102名）
2	1月25日（月）	第1回定員満了日又は 令和2年7月3日（金）～ 令和3年1月7日（木）	

## 2 講習会場

セーフティーちば（千葉市消防局） 1階講堂 千葉市中央区長洲1丁目2番1号

**※講習者用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。**

## 3 講習時間

- (1) 甲種防火管理再講習 13時30分から16時05分頃まで（受付は12時45分から）  
 (2) 防火・防災管理再講習 13時30分から17時05分頃まで（受付は12時45分から）

## 4 講習内容等

### (1) 講習科目

法令改正概要、火災事例研究、災害事例研究（防火・防災管理再講習）

### (2) 講習テキスト

甲種防火管理再講習、防火・防災管理再講習（いずれの講習も同じテキストを使用）

「防火防災管理再講習テキスト」 ※テキストは当日会場で配布します。

### (3) 講習費用（テキスト代）

「防火防災管理再講習テキスト」 1,520円

※甲種防火管理再講習、防火・防災管理再講習共に同じテキストを使用します。

講習日の7日前から2日目までに、受講申請時にお渡しする「防火管理者等のテキスト代のお振込について」をお読みのうえ、指定する口座にお振込ください。

## 5 受講資格

### (1) 甲種防火管理再講習

甲種防火管理者の資格を有し市内に居住又は勤務されている方

### (2) 防火・防災管理再講習

甲種防火管理者及び防災管理者の資格を有し市内に居住又は勤務されている方

## 6 申請方法等

### (1) 窓口での申請

ア 申請場所（千葉市内の消防署予防課予防係で申請を受け付けます。）

千葉市中央消防署 〒260-0854 中央区長洲1-2-1 TEL043-202-1617

千葉市花見川消防署 〒262-0013 花見川区犢橋町107-2 TEL043-259-2571

千葉市稲毛消防署 〒263-0024 稲毛区穴川4-12-2 TEL043-284-5144

千葉市若葉消防署 〒264-0004 若葉区金親町244-1 TEL043-237-8041

千葉市緑消防署 〒266-0031 緑区おゆみ野3-15-1 TEL043-292-6147

千葉市美浜消防署 〒261-0011 美浜区真砂5-15-6 TEL043-279-0196

イ 申請受付時間

9時00分から17時00分まで（土日、祝日及び12月29日から1月3日までは除きます。）

ウ 申請に必要なもの

(ア) 防火管理講習等申請書

(イ) 必要な修了証の写し

(2) 電子申請（令和2年4月1日0時00分から）

ア 電子申請サービスのURL等

URL：<https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba2/navi/procList.do?formAction=1&govCode=12100&keyWord=1000107>



電子申請サービスQRコード

イ 申請に必要なもの

必要な修了証の写し（講習科目の一部免除を希望される方のみ）

(3) その他

ア 受付は先着順に行いますので、定員に達し次第締め切らせていただきます。

イ 電話、FAX及び電子メールによる申請は受け付けられません。

※申請書を持参できない場合又は電子申請を利用できない場合は、郵送による申請も可能です。

(ア) 郵送で申請する場合

下記の3点を郵送ください。

- ・ 防火管理講習等申請書（申請書に必要な事項をご記入ください。）
- ・ 必要な修了証の写し
- ・ 返信用の封筒

（宛先を記入し重量に対応した切手を貼ってください。返信用封筒の内容物は、受講者一人あたり約15gになります。2人以上同時に申し込む場合も重量に応じた切手が必要です。なお、返信用封筒に切手が貼付されていないときは、受付をせず返送も行いません。）

(イ) 郵送先

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-2-1 千葉市消防局予防部予防課（電話043-202-1613）

(ウ) その他

到達時点を受付日とします。到達時点で締め切っていた場合は、受付をせずそのまま返送します。

## 7 受講要領

申請受付した際にお渡しする「甲種防火管理再講習を受講される方へ」又は「防火・防災管理再講習を受講される方へ」をご参照ください。

## 8 その他

(1) 講習テキストは、公益財団法人千葉市防災普及公社において販売します。

(2) 「防火管理講習修了証」又は「防火・防災管理講習修了証」等に受講履歴記入欄があり、講習修了の記載を希望される方は当日ご持参ください。ただし、千葉市消防局が発行した「防火管理者の証」及び「防災管理者の証」については押印を行っていませんのでご注意ください。

(3) 講習受付時及び修了証交付時に、受講者本人を確認できる書類の提示をお願いしておりますので必ず持参してください。

受講者本人を確認できる書類は、国又は地方公共団体の機関が発行した写真が貼付してある書類をいい、以下の例のうちいずれか1つの書類をご提示ください。

【例】運転免許証、運転経歴証明書、旅券、住民基本台帳カード（写真付き）在留カード、特別永住者証明書、一時庇護証明書、仮滞在許可書、みなし外国人登録証明書（平成24年7月9日以降有効なものに限る。）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真つき）、マイナンバーカード（個人番号カード）

※なお、上記いずれかの書類をお持ちでない方は、講習日当日の受付までに受講票右下に写真を2枚貼付してください。写真のサイズはタテ3.0cm以上×ヨコ2.4cm以上。コピー不可。プリントの場合は写真出力用紙（厚手）に印刷されたもの。裏面に氏名・署受付番号を記入してください。